第18号様式(日本工業規格A列4番)

移動等円滑化実績等報告書(乗合バス車両)

(令和6年度)

住 所事業者名

千葉県市川市塩浜二丁目17番4号 京成トランジットバス株式会社

代表者名役職名及び氏名) 代表取締役社長 藤本 剛弘

I. 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						た車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数						
	総車			その他の車両数 			基準適用除外認定車両 数			その他の車両数				
	両数	計		ワンステップバス の車両数	計	スロープ板 を備えたも の	リフトを備え たもの	計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリフ トを備え たもの	=1	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリフ トを備え たもの
前年度車両数	55	45	45	0	0			10	10			0		
年度内に供用を 開始した車両数	5	5	5		0			0	0			0		
年度内に供用を廃止した車両数	7	7	7		0			0	0			0		
年度末車両数	53	43	43	0	0	0	0	10	10	0	0	0	7. 6.	27

Ⅱ. 乗合バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる乗合バス車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)					
中型、大型ノンステップバス	大型ノンステップバス4両、中型ノンステップバス1両					

前年度の計画からの変更内容

ノンステップバスからノンステップバスの増減(7両減車、5両増車)

- Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項
- (1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。
- (2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。
 - ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

(第18号様式)

- 注1.公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
 - 2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス 車両の合計数を記入すること。
 - 3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

- 4.公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
- 5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
- 6.公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
- 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
- 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。